

電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程

平成17年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成23年 2月 9日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 センター会議は、全学の学生支援に関する方策等及び全学教育・学生支援機構学生支援センター(以下「センター」という。)の運営に関し必要な事項を審議するとともに、センター各室の連絡調整を行う。

(審議事項)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の修学支援、就職支援、生活支援及び安全教育支援に関すること。
- (2) 学生の賞罰に関すること。
- (3) 学生の指導及び身分に関すること。
- (4) センターの運営に関すること。
- (5) その他学生支援業務に関し必要なこと。

(構成員)

第4条 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの各室長
- (3) 情報理工学域の各類、先端工学基礎課程及び共通教育部を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
- (4) 大学院情報理工学研究科の各専攻を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
- (5) 保健管理センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1

人

(6) 国際教育センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1

人

(7) その他センター長が必要と認めた者

2 センターに副センター長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。

(任期)

第5条 前条第3号から第7号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

(副議長)

第7条 センター会議に副議長を置き、学生支援センター長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第8条 センター会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者をセンター会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 センター会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センター会議に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。